



時間外・休日労働に関する協定属の作成・届出手続方法

36協定届の作成・届出手続

- 届出事由 ▶ 法定時間外労働・法定休日労働を行わせる場合
 - 届出期日 ▶ あらかじめ

(法定時間外労働・法定休日労働を行わせるより前)

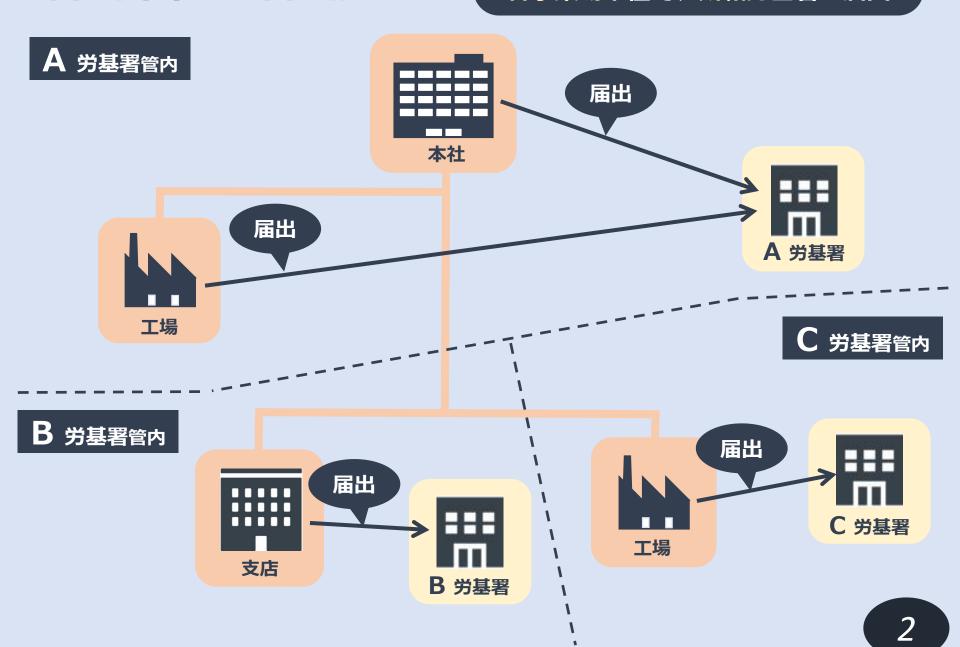
- 届出単位 ト 各事業場(支店・支社・工場・営業所 など)
 - 届出先 ▶ 各事業場を所轄する労働基準監督署 (監督部署:方面・監督課・監督安衛課 など)
 - 届出様式 ▶ 労働基準法施行規則に定める様式
 - 届出方法 ▶【電子申請】or【紙媒体提出(窓口提出·郵送)】

【紙媒体提出】の場合

届出部数 ▶ 2部 【届出用】+【控用】 (控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

届出単位・届出先

各事業場単位で、所轄労基署へ届出



届出先(愛知県内)

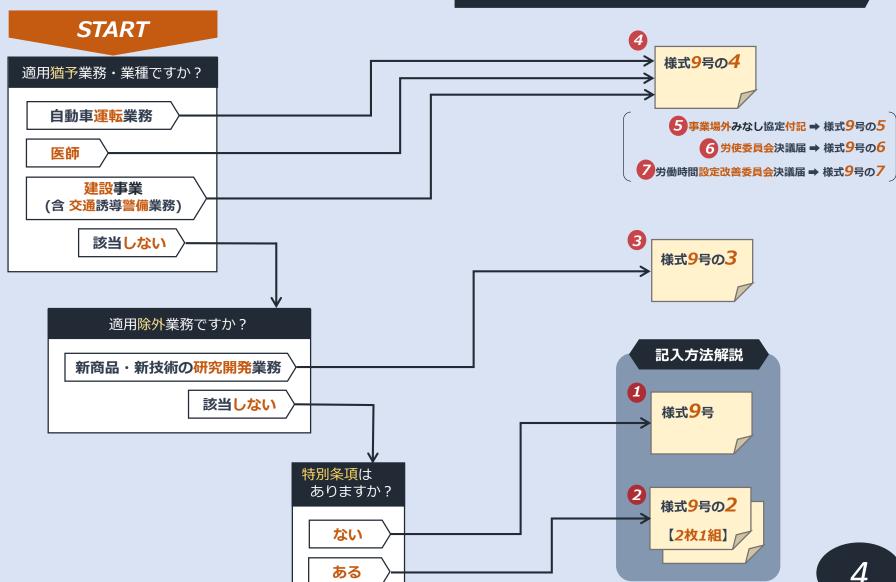
事業場の所在地	届出先労基署(部署)	所在地
豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡	豊橋署(方面)	〒 <i>440-8506</i> 豊橋市大国町 <i>111</i> 豊橋地方合同庁舎【 <i>6</i> 階】
名古屋市(北・東・中・守山)・春日井市・小牧市	名古屋北署 (方面)	〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合庁【8階】
名古屋市(千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・天白・名東) 豊明市・日進市・愛知郡	名古屋東署 (方面)	〒 <i>455-8525</i> 名古屋市天白区中平 <i>5-2101</i> 【2階】
名古屋市(港・南・中川)	名古屋南署 (方面)	〒 <i>455-8525</i> 名古屋市港区港明 <i>1-10-4</i> 【2階】
名古屋市(西・中村)・北名古屋市・清須市・西春日井郡	名古屋西署 (方面)	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37【2階】
岡崎市・額田郡	岡崎署(方面)	〒 444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合庁【5階】
西尾市	西尾支署(監督係)	〒 445-0072 西尾市徳次町下十五夜13【2階】
一宮市・稲沢市	一宮署(方面)	〒 491-0903 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎【2階】
半田市・常滑市・大府市・知多市・東海市・知多郡	半田署(方面)	〒 475-8560 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎【3階】
刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	刈谷署 (方面)	〒 448-0858 刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎【3階】
豊田市・みよし市	豊田署(方面)	〒 <i>471-0867</i> 豊田市常盤町3-25-2【2階】
瀬戸市・尾張旭市・長久手市	瀬戸署(監督係)	〒 489-0881 瀬戸市熊野町100【2階】
津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	津島署(監督係)	〒 496-0042 津島市寺前町3-87-4【2階】
江南市・犬山市・岩倉市・丹羽郡	江南署 (監督係)	〒 483-8162 江南市尾崎町河原101【2階】

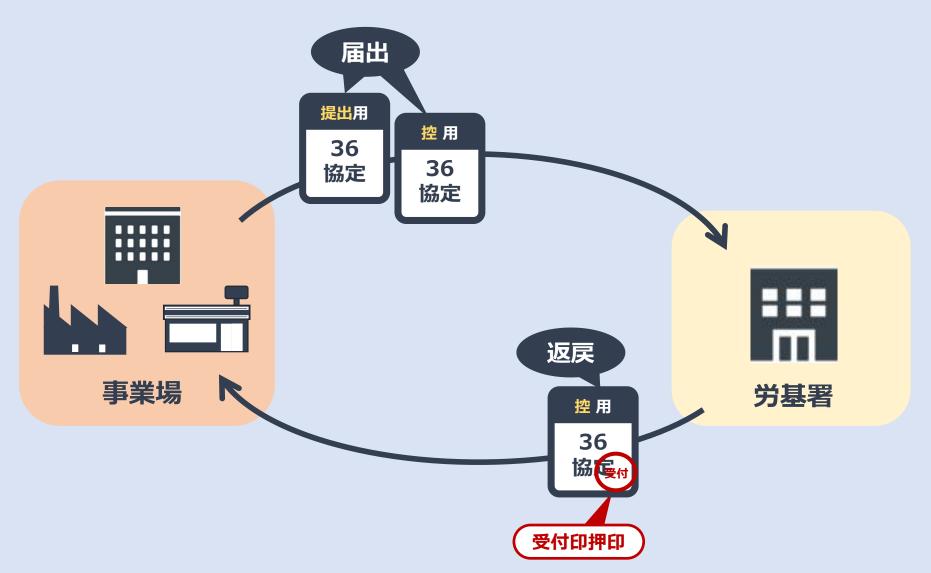
届出様式

(使用様式の選択)

令和3年4月1日以降の届出から様式変更

- ●押印マークの削除(押印原則の見直し)
- ②チェックボックスの新設 (協定当事者の適格性確認)

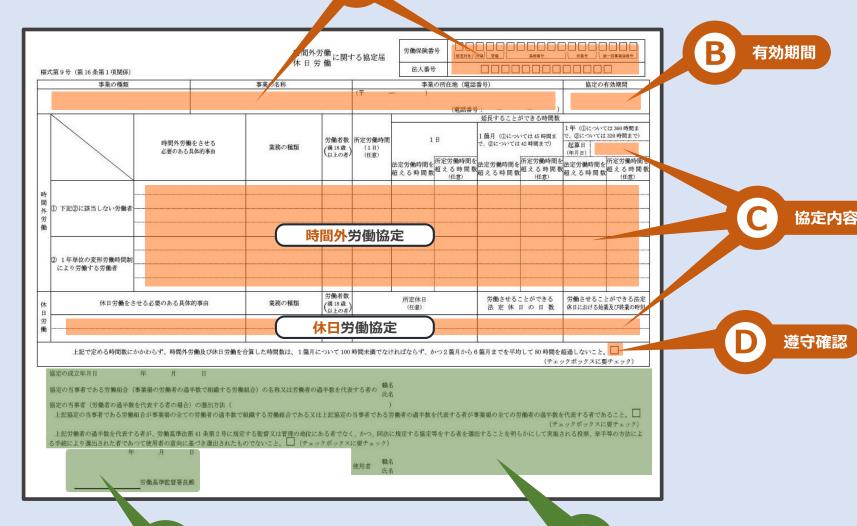




【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

記入方法 様式第9号

A 事業場特定情報

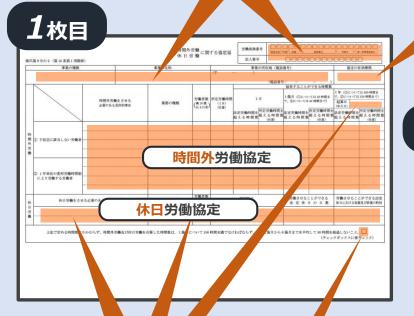


届出手続情報

協定締結情報

記入方法 様式第9号の2

A 事業場特定情報



協定内容

遵守確認







声 遵守確認



協定締結情報

様式第9号の2



労働保険番号



事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	Point
#1:00 AJ 30.50 #7:14/1/27 B Ø Ø Ø 8 δ	おむさる 業務の種類 (満18歳) 以上の者/	(電話番号:	数 を記入は360時間まで 起算日 (年月日) が定労働時間を が定労働時間を が定労働時間を が定労働時間を が定労働時間を
3 (暫定任意適用事	業の場合) 「 労災保険にカ *「加入してい	「入している場合」に記入 いない場合」は、記入不要*	(任意)
個人経営で、常時労働者を 年間使用延べ労働者数30 ② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	0人未満の林業 「 枝番 労働者数	継続一括事業の「整理番号 (4桁号 (3桁) 」がある場合に記入	り」を記入 の きせることができる。定
労働保険番号	都道府県 所掌 管轄	呵呵小闹 くないがいか ラン・ルーノを回力 かり 0 回力 ま くて 十分し く 00 呵呵	括事業場番号 は、程理しないこと。 エックボックスに要チェック)

様式第9号 様式第9号の2

市类相性合作和
争耒场行疋悄和

		外学働	労働保険番号 お送料		
	(P)	法人番号	法人番号	0000000	
事業の種類	事業の名称	(∓	事業の所在地(電	話番号)	協定の有効期間
			(電話音	8号:	Point
① 届出する「対	象事業場」の企業	の法人	編時間 1日 昏号(13桁)を (13桁)を (加速 (13桁)を (対策 (13桁)を (対策 (13桁)を (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13	1 簡月 (①については 45 時間まで) 2 記入 (形では 42 時間まで) (所定労働時間を	1年 (①については 360 時間まつ 起算日 (年月日)
	法人番号の検索	法人番号	分公表サイト Q	数超える時間数 (任意)	超える時間数 (任意)
2 個人事業で法	人番号の指定を受	きけていた	ない場合、記力	人不要	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	マイナンバー(個人	、番号)」	を記入しない!	!	
休日労働をさせる必要のある具体的	的事由 業務の種類	労働者数 (満18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることができる 休日における始業及び終業の時刻
L 它 "吃你 从 Z BA 開 税 » + 本 . 本 . 本 . 本 . 本 . 本 . 本 . 本 . 本 . 本	ト労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月	(Zeolaye saa bhilli ta	bではなけれらずな C → * ↓ の 然 ロ ユ /	· C就日本四本可卜1 ~ 00 DAMA	初返しかしてし

様式第9号



	事業の種類		時間外労働 休日労働	する協定届	労働保険番号 法人番号		→
	事業の標準	事業の名	称	1	事業の託さ	E地 (電話番号)	協定の有効期間
H	争未ジ種類	サポックロ	140	(₹ -)	工档 (唱前) 17	(86 AC V 2 11 34 391 W)
						(電話番号:	v v
			Î			(電監番号: 延長することができる)	Point =
1				1		A AT EL COLO	
	時間外労働	前をさせる 参考	労働者数 / 遊18 億 、	所定労働時間	1 日	1 箇月 (①については 45 F で、②については 42 時間ま	
		共 併 四 爭 田	(PLL DE)	(Acab)	<u></u>	ACM PA DD +	(年月日)
	①「対象事業場」	の業種を記	人(企業本社	tの業種を	を記入する	るものではない。	計問を法定労働時間を所定労働時間を い間数超える時間数超える時間数
				JG2	V 2 M III W	(IE-86) (IE-86) (IE-86) (IE-86)	高) 阿人公村同城 (在法)
	の複数の声響も	生っている は	□	-> ** 1 =	_ 	7 (We 4-= \
8	2 複数の事業を	行している場		よ耒俚.		人(1事業場=19	美樓)
5	D I STORY OF STREET						
0		製造業	建設業	土石採	取業	貨物運送業	林業
n.			ÆWX.				177
		小売業	卸売業	旅館	**	タクシー業	
	② 1年単位の変形:	7170*	四元末	NK AF	1木		
	により労働する労 記入例	理容業	美容業	銀	= 1	保険業	自動車教習所
	HO / 1/3	性分未	天台未	型尺1	J	下 院未	日期年秋日川
-		<i>→</i>	⇒ ◇	サウカ	hL t/c ≘Љ	'S/E-#	当時
1	休日ある	病院	診療所	社会福祉	业他 改	通信業	学習塾 できる。 <mark>定</mark> 数 体目における対象及び終業の時刻
ŀ		AL A +	以上の者		t Arth Alle	### ### ### ###	
1		飲食店	清掃業	人材派	道業	警備業	その他の事業
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外	労働及び休日労働を合算した時間	数は 1 簡月について 100	時間未満でなけれ	ばならず、かつ21	篇月から6簾月までを平均して 80 E	時間を超過しないこと。
	man a very desired defends on the Co. 2. C. and large L.	A MARK A LL IN SA MA C 18 St. O. VENA LO		2 mg/15/mg/ 5 / 06 17 4 V			チェックボックスに要チェック)

様式第9号



	事業の名称	動 は関する協定)	労働保険番号	打进利果 所定 管轄 系件条件	技術等人教一技事業組織等
		W.	法人番号		
事業の種類	事業の名称	207.03	事業の所有	在地 (電話番号)	協定の有効期間
	50.500 F. S.S. C. C.	(〒	-)	atovitikov subnutoviovi	
1000				(電話番号:)	
			0	延長することができる時間	Point
時間外労働 必要のあるり	(体的事由 2000年)	労働者数 所定労働時 (苦18県 (1日)	7223174	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)	で、②については 320 時間まで 起算日 (年月日)
① 法人は「法人	名」を、 個人事業	は「屋号	号法定外 店舗 名 超える時間数	37日 内 科 数 ラ ス 時 間 新作 な 37日 月	法定労働時間を 数超える時間数超える時 11数
				事業の名称	
5			記入例	喫茶 菜の花	
① 下記②に該当しない労働者					-273
② (上位組織がある場	場合) 最上位の組織が	から組織	階層順に	記入	
				事業の名称	
② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	記入例	渥美商	事株式会社	土 三河支社 豊橋	含業所
				7	
③ (本社等の場合)	「本社」等と併記	労働者数 (満18歳 以上の者)	① 企業名 ■	かかきせることができる ②支社名 → ③営業所	が働きせることができる。 定名の順に記入 ^{の時期}
1	事業の名称				
記入例太子	平洋工業株式会社	本社	なければならず、かつ2	箇月から6箇月までを平均して80時間を	超過しないこと。
				(7-4)	ナポックスに要チェック)

様式第9号



	時間外労修 休 日 労 修	動に関する	業の所在地(電話番号)	技事号 被一括事業組备号
事業の種類	事業の名称	30753	事業の所在地(電話	苗分)	協定の有効期間
	2	(₹ -	—) (療託来		
				延長することができる時間数	<u> </u>
時間外労6	M2C20	分偷者数 所定労働時間	1 Ħ	1 箇月 (①については 45 時間で、②については 42 時間まて	Point
	の所在地を記入	以上の者) (任意)	法定労働時間を所定労働時間。 超える時間数超える時間	社法定労働時間を 数超える時間数超える時間数	(年月日) 法定労働時間を所定労働時間を 超える時間数 (年間)
リーリー 刈豕事耒場」	の所住地で記入			所在地(電話番号)	A listed Ball
時 10 下記②に該当しない労働者		記入例	(〒123-4567) ○▽◇市◎△□町1-7 《担当:総務	?-3 務課 ○○》 (電話番号 9876	5-54-3210)
	旦当者名」を記入				せの必要がこ場合のため
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者 ③ (担当者が本社 列	f在の場合)「本社のP	斤在地(富	[話番号)]	を併記	
	事	業の所在地(電話都	番号)	問い合わせ	の必要が
休日労働をさせる必要のある	The second secon	>市◎△□町1-2-	-3 (電話番号 9876-54-	生まれたも	の必要かとができる。 場合のためび##の時期
# E	【本社】○□県○▽◇市@ 《担		(電話番号 1234-56-		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外	労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月につい	ハて 100 時間未満でなけ	ければならず、かつ2箇月から		超過しないこと。 ロボックスに要チェック)

様式第9号 様式第9号の2



				時間外	労働 に関 労働	する協定届	労働保険番号 法人番号				
	事業の種類			事業の名称		(〒 −		協定の有效	助期間	協定の有効	明間
		時間外労働	をさせる	業務の種類	/漢18歳 /		1日	1 箇月	ることができる時間数 (①については45 時間 ついては42 時間まて	Point	<u></u>
時間外	1 36協力		- II	を記入	以上の者		法定労働時間を所超える時間数型	定労働時間を 法定労権 える時間 数超える (任意)	動時間を 所定労働時間を 時間数 超える時間系 (任意)		労働時間を こる時間数 (任度)
9	②「有効 ② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	期間」(る	は、原則、	、「 <i>1</i> 年間	J	ā	已入例	.3707/	の有効期間	間	
休日労働		る必要のある具体的判	K th	業務の種類	労働者数 (満18歳、 以上の者/		所定休日 (任意)	(C.C. F.)	させることができる 定 休 日 の 日 数	労働させることが 休日における始業及び終	
	上記で定める時間数に	かかわらず、時間外労	働及び休日労働を合	章した時間数は、1 箇月に	ついて 100	時間未満でなけ	ればならず、かつ	2箇月から6箇月ま		 超過しないこと。□ クボックスに要チェ	

様式第**9**号



		時間外労働 休 日 労 働	する協定届	労働保険番号	特並有果 所望 一個 一個 条件备号	技術中 被一括事業場番号		
		VI I J IN		法人番号				
	事業の種類	事業の名称	2.302.23	事業の所有	E地 (電話番号)	協定の有効期間		
	ceartestaria	80.0 MW 40.0 MW 10.0	(₹ —)	* New York Association Confederation (Confederation Confederation Confed	E STRONGERSYSTEMAN		
	20	23	. 70		(電話番号:)			
					延長することができる時間数			
		24-86 # W-	苏 安坐屬註明	1 0	1箇月(①については45時間ま	1年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)		
	時間外労働協定	業務の種類						
		・原則	的労働時	间制		上所定労働時間を		
		・ <i>1</i> か月	単位の変	变形労働時	寺間制	が超える時間数 (任意)		
		・フレ	ックスタ	イム制		116/27		
-		· 1年	・ 1年単位 の変形労働時間制(対象期間≦3か 月					
時間	① 下記②に該当しない労働者 — 1 (1)		の者 ・ 1週間単位 の非定型的					
外			リ ≠= 1 エ ∪ファ		עיוונסן נייינאן נייינאן נייינאן			
労働					などの適用党	労働者		
	② 1年単位の変形労働時間制 2 14	F <mark>単位</mark> の変形労働時間制(<mark>5</mark>	対象期間	> <i>3</i> か月)	適用労働者 —			
100	休日労働をさせるが頭のなる目体的	労働者数 業務の種類 (漢18歳)		所定休日	労働させることができる	労働させることができる法定		
休日		(以上の者)		(任意)	法定休日の日数	休日における始業及び終業の時刻		
労	休日労働協定							
働								
	I STORE COM STOLE SHARPING STREET CONTROLS AND ADMINISTRA			A240000 (St. 40) 214	CONTROL DOLL STANDARD TO DESCRIPTION OF THE STANDARD STANDARD	wante conte to a		
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外	労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 『	時間未満でなけれ	ばならず、かつ2		C 49 10 MANAGA MANA		
					(チェッ	クボックスに要チェック〉		

様式第9号 様式第9号の2



	詩間外労働をさせる 要のある具体的事	50K	時間外労働 に関する協定届 休 日 労 働				●	F 英級番号
N.	女りのる呉仲叩手	名称		(〒 −	事業の所在	E地(電話番号)	協定の有効が	期間
35.53			25c	(1		(電話番号:	Point	
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の ①	「時間 以上の者/	(任意)		が展することができる。 「横月(①については、 「	体的に記入	時間まで
時			記	入した	事由に限	り、時間外労	働が可能	(任意)
間 ① 下記②に該当しない労働者 外 労 働						で働をさせる る具体的事由	業務の種類	
		Williage			受注	の集中	設計	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者			記入例		臨時	の受注	機械組立	
					製品不具	合への対応	検査	
休日労働をさせ	せる必要のある具体的事由	業務の種類	万個有数 (満18歳 以上の者)	_	所定休日 (任意)	労働させることがで 法 定 休 日 の		できる法 定 業の時刻
労働		2	「業務	の種類	」ごと	こ記入		
上記で定める時間数に	たかかわらず、時間外労働及び休日労働を合	第1 に時間数は、1	佐井について100		W##57, # 98	第月からの第月までを平均して9	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ック)

様式第9号 様式第9号の2



			時間夕休 日	ト労働 労 働	. 関	する協定届	労働保険番号 法人番号	新述材象 (所定 安藤	
	事業の種類	ψ)	114 75 ~ 1 5.4	.) 	11 70	主地 (電話番号) 協定の有効期間	-9
	事業の無規		業務の種類	Į ·		(₹ -)	Point	
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者 (満.8 (以)	香敷 歳 の者/	(任意)		施長することができる時間数 1年 (①については360 時間まで *とに、細分化して記入。220 時間まで *の時間を法定労働時間を法定労働時間を 法定労働時間を法定労働時間を はえる区分して記入間数超える時間は (任意)	予を数
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者					労働基	 準法第 <i>3</i> (6条第6項第1号に規定する業務 _{業務の種類}	
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者						記入例	機械組立 (アーク溶接)	
休日労働	休日労働をさせ	る必要のある具体的事由	業務の種類	労働者(漢 8	散 改)者)	有	書業務の法	が働きせることができる 対象はあるとができる をはまれる。 大学の特別を 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の	定
	上記で定める時間数に	かかわらず、時間外労働及び休日労働	を合算した時間数は、1 箇月	について	100 [時間未満でなけれ	ばならず、かつ2	箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)	-

有害業務の法定時間外労働 ≦ 2時間/1日

有害業務の法定時間外労働は、1日 2時間以内としなければならない。

労働基準法第36条第6項第1号(労働基準法施行規則第18条)に規定する業務

- ◆ 坑内労働
- ◆ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ◆ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ◆ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ◆ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ◆ 異常気圧下における業務
- ◆ 削岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- ◆ 重量物の取扱い等の重激なる業務
- ★ ボイラー製造等強烈な<mark>騒音を発する場所における</mark>
- **鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務**

様式第9号 様式第9号の2



					外労働に関する協		侧保険番号 法人番号	新並和果 所容		****		18-6
	事業の種類	- 1	2	THE SEC. OF	労働者数 !8歳以上のも	<u> </u>		E地(電話番			協定の有効期間	H H
								(電話番号:	- -	-)	Poin	t
		時間外労働 必要のある		業務の種類	労働者数 所定労 (黄18歳 以上の者 (任	法定労(超える	動時間を 所定 時間数 超え	間外	労働 定労働時間 える時間	を所定労働時間を 超える時間す (任意)	1年 (のについては 360 円で、のについては 320 円間で、のについては 320 円間を 数を記した分類 はえる 時間 数 とない 生のある人	開まで) 入 働時間を 5 時間数 圧剤)
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者・ -									労働者数 満18歳 以上の者		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							己入例		30人		
休日労			事由	業務の種類	労働者数 (演18歳 以上の者)	(£	E休日 E微) 学科	の種類	法定休	ト ることができる 日の日数	労働させることができ 休日における始業及び答案の	
働	上記で定める時間数に	かかわらず、時間外	労働及び休日労働	を合算した時間数は、1箇月	について 100 時間不同		0 // h- 22	歯 月からの歯	// a t t T	450 C 00 H/H/E	□週しないこと。 クボックスに要チェック	2)

様式第9号



				時間外	労働 ご働	する協定届	労働保険番号			- S###+	技術等人養一核事業場會等		
				и н .		2労働時	寺間 番号	1					
	事業の種	類		事業の名称		(1日)	事業の	所在地(電話	番号)		協定の有	了効期間	
	120	,	9	***		(10)		(電話番号		-)			
				Point				1	延長することだ	『できる時間数	1年 (①について	1+ sen aban k	
	IT TO THE	時間外労働 必要のある。		業務の種類	労働者数 (前 18歳) 上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1 簡月 (①につい で、②については	42 時間まで)	で、②については 起算日 (年月日)	320 時間まで)	
	任意項目						去定労働時間を 超える 時間 数	定労働時間を える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間券 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
展開	1 1日の ① 下記②に該当しない労働	所定労働	時間を記	己入									
外失師	7 0	所定労働時間 (1日) (任意)											
l	記入例	8時間	8	寺間 00 分 の場合					es compes compe				
		7.5時間	71	寺間 30 分 の場合	労働者数								
N E	休日労働を	させる必要のある具体的	非 由	業務の種類	18歳		所定休日 (任意)		労働させるご法 定 休	ことができる 日 数	労働させること 休日における始業別		
2,10	2 「業務	の種類」	ごとに記	己入									
	上記で定める時間	数にかかわらず、時間外外	労働及び休日労働を	合算した時間数は、1箇月に	て100	時間未満でなけ	ればならず、かつ	2箇月から6	籪月までを平均		超過しないこと。 クボックスに要う		





様式第9号

様式第<mark>9</mark>号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

	事業の孫朝			事要の夕谷		<u> </u>					אנטוניייע	^
\vdash	事業の種類	- 1		事業の名称		(〒 -			(1	日)		
	<u></u>	3			9	<u> </u>		(雷跃录)				
									延長すること	ができる時間数	<u> </u>	
		時間外労働を	とさせる	帯防水銀軽		所定労働時間		1日	1 簡月 (①につ) で、②については	いては 45 時間ま は 42 時間まで)	1年(①については で、②については 起算日	
		返更のある具	体的事由	業務の種類	(満18歳)以上の者)	(1日) (任意)		950 100000000000000000000000000000000000	5000 50 4 90 50 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6		(年月日)	
							法定労働時間	を 新定労働時間を 超える時間委 (任意)	法定労働時間を 超える時間参	所定労働時間を 超える時間参 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
						Poi	nt	(TEB)		(IL/E/		(III/B.)
							-					
民	<u> </u>											
(H	任意項目 1日の	元中兴乐	0±88±77 ∧ Zīī	医吐眼龙协宁!	+ 100	/-=□ ¬						
矣	任息項目 1日の	州 正为 割	可同超の延	長時間を協定し	ノに場合	に記入						
側	ii ii								Second Public Code Public			
	• •											
	① 所定時間外	労働0	D1日のi	最長延長時	詩間夢	を記	入					
	により労働する労働者											
	O [#76 015	## J		sile etc ees iee	労働者数		所定休日		労働させる	ことができる	労働させるこ	とができる法定
付	②「業務の種類	親」 し	とに記	文 業務の種類	(満18歳)以上の者)		(任意)			日の日数	休日における始業	
B					20042-1019							
大信	j											

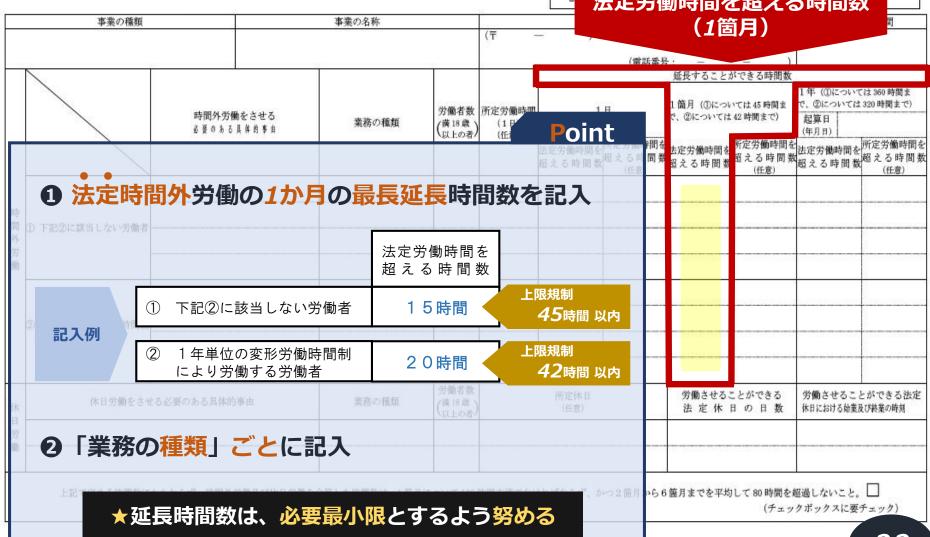
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

様式第9号

様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届



様式第9号

様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

	事業の種類		20	事業の名称		V V 20753		- CO (主) - CO (・1 年)	5月) 1月)	/אניםן נייי ע	H
	522 th 612 35 (24)	7				(〒 -		(1 [3/7/		
- 30					30			(雷廷承县・ _			
								延長すること	ができる時間数		
		San Control of the Co	動をさせる 具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働 計画 (1	Point	1 箇月 (①にっ で、②について)	いては 45 時間ま は 42 時間まで)	1年(①については: で、②については: 起算日 (年月日)	
		80,0150 to 150 to	AAC, 148, 18 CER		以上の名/	VI.	法定労働時間を超え 超える時間数	時間を 法定労働時間を う	所定労働時間 超える時間 (任意)		所定労働時間を 超える時間数 (任意)
時	任意項目	1か月の所	定労働時間	図の延長時間を	協定した	場合に	記入				
間外労	① 下記②に該当しない労働者●●										
働	① 所定時	間外労	動の <u>1か</u>	月の最長数	正長時	間数	を記入				
	② 1年単位の変形労働時間制										
	②「業務	の種類」	ごとに	記入							
休日	休日労働をさせ	さる必要のある具体的	事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)		所定休日 (任意)		ことができる 日 の 日 数	労働させること 休日における始業及	
労働											

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

様式第9号

様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

		事業の種類			事業の名称		/=			が時間で促ん (1年)	د تما نہ ع	H
							(∓		(電話番号			
	1	93			1				ne.	延長することができる時間数	ά	
			時間外労	働をさせる			者数 所定労働		Doint	箇月 (①については 45 時間ま 、②については 42 時間まで)	1年 (①につい で、②について) 起算日	
	L		7 7 0 5 7	144*4	業務の種類	頁 /萬	8歳 (1日		<u>Point</u>		(年月日)	
				V E				法定労働格える	肺時間を 所定労働時間を 時間数超える時間数 (任意)	定労働時間を 所定労働時間 超える時間 (任意)	を 去定労働時間を 超える時間を	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		① 法定	時間外別	方働の1	年間の重	灵長処	長時間	引致を	記人			
時間	Œ	下記②に該当しない労働者										
外労働	800						働時間 を ら時 間 数					
	2	1年単 = 7 / 61	① 下記	22に該当した	ない労働者	2 5	0時間		B規制 60 時間 以内			
	6	上的 記入例		単位の変形的		1 5	0時間		^{艮規制} 20 時間 以内			
休		休日労働をさせ	さる必要のある具体的		業務の種類	頁 /漢	者数 8歳 一の者		E休日 (意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させるこ 休日における始業	とができる法定 浸び終業の時刻
分働		②「業務	外の種類	[] ごと	こ記入					OO HES TO HES THE STREET		
		上記で定める	延長時間	劉数は、』	必要最小	限とす	るよ <u>う</u>	努める	2箇月から61	月までを平均して 80 時間 を (チェ	と超過しないこと ックボックスに要	
												71

時間外労働 休日労働 に関する協定届

_		Total Military and Advisor		2	and the second second		2	815-		到加山田。		צופוניייע	^
		事業の種類			事業の名称		7_			(1	年)		問
							(〒 -	_		_	• •		
									(電話を	문문			
-	\					1					ができる時間数	"	
	1									ALL TO SEE	14 4 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1	1年 (①につい	ては 360 時間主
						314 MM -HC WL	つことが必要を計画		1.0	1箇月 (①につ	いては 45 時間虫	で、②については	
			San	動をさせる	業務の種類	万侧有数	所定労働時間 (1日)	ľ		で、②について	は42 時間まで)	起算日	
			必要のある	具体的事由	Activity of Indian	以上の者)	(任意)		oint			(年月日)	
	lι							法定労働	時間を仁一	法定労働時間を	所定労働時間を 超える時間参	法定労働時間を	所定労働時間を
								超える即	寺間数型える時間	超える時間数	(任會)	超える時間数	超える時間数 (任意)
		// 辛诺口	1/E88	元中兴乐吐	:BB±77∧ZT E G±8i	七边宁		ı—≡⊐	(1000)		(14.767)		X14-72-7
		任意項目	1年间0.	がたカ側吋	間超の延長時間	一场走	した場合	1C =C	^				
時										15			
間	D T	記②に該当しない労働者											
外	gs/v/bi										8		
外労働										A STATE OF THE STA			
199)		1 所定	"時間外	労働の1	年間の延長	問制	数を	記入					
									•				
										Special Control of the Control of th	-		
	② 1	在単位の変形学術時間制											
	35	こり労働士る労働者。山地	76 - 1 = 11		=								
	2720	2 業	務の種类	則ごと	に記人								
				_									
	Ш					In A And the law.							
202		休日労働をさせ	よる必要のある具体的		業務の種類	労働者数					ことができる	1 to	とができる法定
休		N. H. V. M. G. G.			300237 *- Tak394	以上の者)				法定休	日の日数	休日における始業	及び終業の時刻
日労													
働													
140													
						0.0	44					4	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

様式第9号 様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号		- 三十二二二二三三三三三三三三二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	技事号	被一括事業場番号
法人番号				

	事業の種類			事業の名称	事業の所在地(電話番号)					起算日
75	20 St			0.000000.0000000		(〒 -	-)	(電話番号: -	-)	(年月日)
								延長する	ることができる時間数	
		時間外労働 §要のある。		業務の種類	労働者数 (満18歳) 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	で、②につ	①については 45 時間ま ついては 42 時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日)
			2				法定労働時間を所定 超える時間数 超える時間数	労働時間を 法定労働 (任意) 経える即	時間を 所定労働時間を 超える時 任意	Point ^{門要}
時										
間外労働	1 上限時		か月・1	L年)を起	算す	る日を	記入			
1990	起算									
	2 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					<i>1</i> 年間				
		1か月 17	か月 <i>1</i> か月	1か月 1かり] 17	か月 1:	か月 1か月	1か月	1か月 1かり	月 1か月
休	休日労働をさせる。	必要のある具体的	事由	業務の種類	定の	ラ効期間	(対象期		させることができる 任 日 の 日 数	労働させることができる 长定 休日における始業及び具業の時刻
日労働	0 +755	140		+000 - +00				[松声]		
- 20	2 起算日 上記で定める時間数にかか			Service Service Commen		時間未満でなけ	ければならず、かつ 2	引用)有効期間」欄 した記入方法	□ □ □
	15	!入例	起算日 (年月日)	令和3年4	4月1		起算日(年月日		う有効期間」の	初日 26

様式第**9**号

様式第9号の2



時間外労働 に関する協定届 休日労働

労働保険番号	新並和A (所定) 安藤 (三二二二二 ※幹番号	枝類母	被一括事業場合号	-
法人番号					

	事業の種類			事業の名称			事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
752	5-34 the 134 55 55 54 64 65 55 55 54 64 65 55 55 54 64 65 55 55 54 64 65 65 55 54 64 65 65 65 65 65 65 65 65 6			10 - 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53:	(₹ -	(電話番号:	Point
		時間外労権 必要のある		**************************************	労願者数	34-15-144	1 度月 (DE obsert) 4.5 時間主 1 位る事由」を具体的 第 5 月 年 の と で の で の で の で の で の で の で の で の で の	1年(①については360時間まで、②については320時間まで、②については320時間まで
時						入した事	由に限り、休日労働が	5,000,000
間外労働	① 下記②に該当しない労働者-			2	「業務の	の種類」	ごとに記入	
	休日労 必要のある	動をさせる具体的					休日労働をさせる必要のある身	具体的事由
	22.00					記入例	受注の集中	
休日	休日労働をさせ	る必要のある具体的	事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者	10×(),1	臨時の受注、納期変	更 できる法 <mark>定</mark> 様の時刻
労働								

(チェックボックスに要チェック)

様式第9号

様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号		□□□□[※幹番号	枝類母	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
法人番号				

	事業の種類		30	事業の名称		~	事業	の所在地(電話	(長番号)		協定の有	効期間
	3-26	<u> </u>		7.200	4	(〒	-)	(電話番		P	oint	
		時間外労働 必要のある	動をさせる 具体的事由	業務の種類	分佈主教 (① 者)	「職種	J 2" &	日本	細分	とかできる時間数 といでは45時間ま	1年 (①について)	() 時間まで) 定労働時間を
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者						法定労働時間を超える時間数	超える時間素 (任意) 記入例		業務の種類 設計 機械組立	た方側が同を	える時間数 (任意)
10000	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者			業務の種類	Į .							
休日労働	休日労働をさせ	さる必要のある具体的	3事由	業務の種類	労働者数 (漢 18 歳 以上の者)		所定休日 (任意)			 なことができる 木 日 の 日 数	労働させること 休日における始業及び	
						S.						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



				時間 休 日	6. 000 0	- る協定届	安學保险服長 注人服長	特並科學 (外報) 登録	医种番号	oint	秦始恭 令
F	事業の種類			事業の名称	-	法定	休日労	働の対象	当数を	記入協定の有效	期間
			動をさせる 具体的事由	業務の種類		所定労働時間 (1日) (任意)	日労働を行 1日 定労働時間を (える時間数)	ラカせる可能 労働者数 満18歳 以上の者	いては 45 時間ま 1:42 時間まで) 所定労働時間	1年(①については:	50 時間ま 時間まで) 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者					Ē	己入例	5人			
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者				6)「業	務の種類	領」ごとに	記入		
休日労働		る必要のある具体的	労 債 (満18歳	動者数 成以上の者)	万陽有数 /満18歳 以上の者	間未満でなけれ	所定休日 (任意) いばならず、かつ2	法定休	ことができる 日 の 日 数 均して 80 時間を	労働させることが 休日における始業及び 個過しないこと。	禁の時刻

様式第**9**号

様式第9号の2



時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号	新並和A (所定) 安藤 (三二二二二 ※幹番号	枝類母	被一括事業場合号	-
法人番号					

	事業の種類	1	事業の名称			事業の所在	地(電話番号)	協定の有効期間
	77° 25° 5° 100 API		T. MESCHARI		(Ŧ —)	(asker et. t)	Point
	任意項目						延長することができる時間数 1 箇月 (①については 45 時間ま	1年(①については360時間ま
	申于[0] 2	労働をさせる。 ある具体的 手倉	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	(任意) 法定	労働時間 る時間	所定休日 (任意)	時間を 所定労働 等間を を を を を を を を を を を を を を
時					== 7. /5!		毎週土・日曜日、祝日	
間外労働	②「業務の	種類」ご	とに記入		二 記入例		間休日制(年間104日)
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者				201-0	定休日		
休日労	休日労働をさせる必要のある具	体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者	į	所定休日 (任意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
働								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

様式第9号



			時間/	外労働 労 働 労 働	定届	労働保険番号	教道府泉 (所望 一個 一	Point	60
	事業の種類		事業の名称	(〒		事業の	所在地(電話番号)	協定の有	
	法定休日	休日労働の日 労働を行わせる可 時間外労働をきせる を乗りある具体事業 多の種類」ご	 能性のある *※の種類	最大日数 労働者数 所定労働 (漢 18 歳 (以上の者) (任意		入例	労働させることが 法 定 休 日 の 1か月に1	日 数	ま360 外間ま 20 時間まで) 「定労・動時間を 「大人」時間表 ((:意)
時間 ① 下記の外労働	に該当しない労働者	★休日労	働日数は、	必要最小	限と	するよ	こう努める		
	単位の変形労働時間制労働する労働者						労働させることだ 法定休日のE		
休日労働	休日労働をさせる必	要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (漢18歳 以上の者)	Ē	所定休日 (任意)	労働させることができ 法 定 休 日 の 日		
0.00	上記で定める時間数にかかれ	わらず、時間外労働及び休日労働を行	 全算した時間数は、1 箇月	について 100 時間未満	でなければ	ならず、かつ	2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時	間を超過しないこと。 ・ェックボックスに要う	

様式第9号 様式第9号の2



	時間外 休日:	学価 労働 に関する協定届	労働保険番号	\$50.NW		志祥遵守	Poin
A PROPERTY AND A SECOND			法人份亏	DEATHE (ADDITIONAL)			協定の有効期
→ 法定休日労働での法定休日労働を行わt	II.		-)	所在地(電話	労働さ		ができる法定 及び終業の時刻
時間外労働をさせ	せる 業務の種類	労働者数 所定労働時間 (萬18歳) (1日)		/Eil	8:	30~	17:30
記入した時間帯に	<mark>限り</mark> 、休日労働が	可能	記入 法定生 超之	.19 ⁹ リ 月春 月春	8:	00~	20:00
②「業務の種類」ご 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	とに記入 休日労働時間は、	必要最小陈	とする。	よう努	める		
	業務の種類	労働者数	正定休日	<i>*</i>		ァレができる 数	労働させることがで 休日における始業及び終業
休日労働をさせる必要のある具体的事由	沖-277×-/1星 規	労働さも	さることだ	ッでさ	つ広ル		

様式第9号

様式第**9**号の2



時間外労働 休日労働 は大番号

	事業の種類			事業の名称		A MASS	事業の所在	協定の有効期間	
				AD 500 (A.) 505 (A.)	100	(〒 −	-)	(電話番号:)	8.0000000000000000000000000000000000000
								延長することができる時間数	30
١.		時間外労働	ル をさせる		労働者数	所定労働時間	1日	1 箇月 (①については 45 時間 で、②については 42 時間まで)	Point
Н		必要のある	具体的事由		以上の者	(任意)			(年月日)
Н							法定労働時間を所定労	動時間を 法定労働時間を 法定労働時間を	注定労働時間を が定労働時間を が定労働時間を
Н	⋒ 第26	久竺CTE	(笠) 早 レ	・空っ旦をは	雪二二	tzz	レた歴教	した場合にチェ	超える時間数型への時間数
Н	せ	木わり切	(おと)って	ありっては	₹ \]	96	二 ~ 1年前	した場口にプエ	77
時期	(T) 丁中(の)(+ 中(以)) よい、(株成式)								
夕	▲時間外労働+	休日労働 <	(100時間/	月				チェック例	
劣				Y	_			テエックが	
傶		▲複数月平	均(含休日第	労働)≦ 80 時間	•				
Н									
Н									- 100
Н	② 1年単位の変形労働時間制		チェッ	ックがない	2定6	2/+ 41	F 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
Н	により労働する労働者		7 1:	プラルへい	加人CIL	HION A	R <i>XI</i> J : :		
Н									
Ш									
休	休日労働をさせ	さる必要のある具体的	事由	業務の種類	労働者数 (満18歳、 以上の者)		所定休日 (任意)	労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
日労								チェック	ボックス
働								フェック	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。

「チェックボックスに要チェック)

様式第9号の2



Point

① 「協定の成立日」を記入

労使双方が協議し、協定内容に合意した日(協定の締結日)

協定の成立年月日

協定の成立年月日	年	月	H				
協定の当事者である労働組	1合(事業場の	労働者の過	半数で組織する	働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者	の 職名 氏名		
協定の当事者(労働者の過 上記協定の当事者である				で組織する労働組合である又は上記協定の当事者) である労働者	者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。	
						(チェックボックスに要チェック	1)
						限定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による	手
続により選出された者であ	つて使用者の	意向に基づ	き選出されたも	でないこと。 🗌 (チェックボックスに要チェック	7)		
	年	月	日				
				使用者	職名		

様式第9号の2



協定締結情報

Point

- ① 【過半数組合がある場合】
 - 「労働組合の名称」・「労働組合での役職名」・「氏名」を記入
- 【過半数組合がない場合】 「事業場での職名」

職名 ◎◇▽◇労働組合 執行委員長 氏名

「氏名」を記入

氏名

協定書と協定届を兼ねる場合

「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

3 (職名がない場合) 「職務名・雇用形態」等を記入

記入例

自動車運転手

記入例

業務課 一般社員 接客担当 アルバイト

労働者代表者の職名・氏名

放定の成立年月月	年	В	н		
協定の当事者である労働組合	(事業場の	労働者の過	半数で組織する労働組合)	の名称又は労働者の過半数を代表する者の	職名 氏名

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

> 使用者 氏名

Point

① 労働者の過半数代表者の「選出方法」を記入

「36協定の締結者を選出」することを明らかにした上で、選出することが必要

記入例

選出方法 投票による選挙

選出方法 挙手による選挙

選出方法 持ち回り決議

選出方法 投票による信任

選出方法 挙手による信任

選出方法 回覧による信任

×使用者(会社)による指名

× 使用者の意向に基づく選出

2 過半数労働組合の場合は、記入不要

労働者代表者の選出方法

協定の原	diam'r.	Sec.	-	
TEST, VICE (7.0 B)	2 11	œt.	53	н

月

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

)

者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月

使用者 職

氏名



Point

① 労働者側代表が締結当事者要件を充足している場合にチェック

【過半数組合の場合】

事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合であること。

【労働者の過半数代表者の場合】 事業場の全労働者の過半数を代表する者であること。

チェック例



チェックがない協定届は、形式要件不備!!

子の万	年.	E

te: E

H

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏 チェックボックス

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに悪チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月

使用者 職

氏名

チェック例



Point

	<u> </u>
	・中間を小過半が従事を引は散火性をムリープトを担合にユモバク
	- 71 141 (4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
w	労働者の過半数代表者が適格性を充足している場合にチェック

【過半数代表者の適格性】

- □ 事業場の全労働者の過半数が選任を支持していること。
- □ 管理監督者ではないこと。

適正な民主的手続きにより選出されたこと。



- □ 使用者(会社)の意向により選出されていないこと。
- 2 過半数労働組合の場合は、チェック不要

チェックがない協定届は、形式要件不備!!

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の:

チェックボックス

代表する者の 職名 氏名

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過士会

→ 人は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チーッカボッカラ)・町チーッカ

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

40 H

使用者 職名 氏名

様式第9号

様式第9号の2



Point

- 使用者の「役職名」を記入
- ② 使用者の「氏名」を記入

記入例

代表取締役社長 氏名 00 00

> 協定書と協定届を兼ねる場合 「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

協定書と協定届を兼ねる場合

D当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名

署名捺印

| 署名

記名押印

X記名

別途、協定書を作成し、協定届に転記する場合

署名捺印

◯署名

記名押印

●記名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者

使用者の職名・氏名

者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

にして実施される投票、挙手等の方法による手

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、か 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

氏名





●「届出年月日」を記入

労働基準監督署長殿

② 郵送で届け出る場合は、「郵便ポストへの投函日」を記入

協定の成立年月日	年	月	H					
協定の当事者である労働組合	(事業場の	労働者の過	半数で組織する労	働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の	職名 氏名			
協定の当事者(労働者の) 上記協定の当事者である	届出	年月	半数	で組織する労働組合である又は上記協定の当事者で) である労働者の過半	数を代表する者が事業場の全ての笑	労働者の過半数を代表する者である (チェックボック:	44 74 34 4 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
上記労働者の過半数を代表・統により選出された者で	する者が、年	月		l定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、 でないこと。 □ (チェックボックスに要チェック		8定等をする者を選出することを明6	らかにして実施される投票、挙手等	等の方法による手
_		- 7.00°	30,000.0	使用者	職名			

様式第9号

様式第9号の2





●「対象事業場」を所轄する労働基準監督署名を記入

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

届出先労基署名

第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手

使用者 氏名

	臨	時的に	限度時間を超えて	労働させることが		限る。)	
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳)	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	(年月日 延長:	Point	
) 「特	法定労働時間を 超える時間数 超える時間数 超える時間数 超える時間数 超える時間数 とができる 野別条項の発動事	由」をより具体	間を超 法定労働時 動に係 超える時 的(こ記	間を 所定労働時間を 限度 えた 超える時間数 超える時間数 不知	と時間を超 と労働に係 以増賃金率
		—B	う い。 おり・突発的に必要の	あるものに限定			
			特別条項の発動は	は、記入した事由に	限定さ	กล.	
	•	2) 「第	美務の種類」ごと	に記入			
			臨時的に限度時間を超	えて労働させることができ	る場合	業務の種類	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	(該当する		マスティア 安発的な仕様?			設計	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働	necessia.	入例		大規模なクレームへの対		検査]

業務の種類

寺間外労働 木 日 労 働 に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合				(任意)			・			t。100 時間未	歯に限る。)	Poin ⁷²⁰ 起算日 (年月日)	せ	時間数。 限る。)
	業務の種類	労働者数 (満 18歳 以上の者)	\	労働時間	受する 1 できる 随時間を 所定労働時 時間数 超える時間 (任意)		て労働させる	た と と と と と と と の 時間を を え る 時間を を り る り る り る り る り る り ろ り る り る り る り る	業務の種		限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	こ記入	ができる時間 所定労働 超える時 (任業)	数 限度時間を 入た労働に る割増賃金
								記入例	1		成組立 全査			
限度時間を超えて労働させる場合における手続														
及度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 冨祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容	容)											

労働者数 (満18歳以上の者) する協定届 (特別条項) **Point** (時間外労働のみの時間数。 ● 特別条項の発動対象者数を記入 労働者数 延長するこ 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 業務の種類 /満18歳 以上の者 特別延長時間を適用させる可能性のある人数 限度時間を超 法定労働時間を とができる回数 える時間数と休日 える時間数と休日 えた労働 (6回以内に限る。) 労働の時間数を合労働の時間数を合 超える時間要 る割増賃金率 算した時間数 労働者数 満18歳 以上の者 10人 記入例 5人 ②「業務の種類」ごとに記入 限度時間を超えて労働させる場合における手続 (具体的内容) (該当する番号) 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

法定 労働時間 特別延長 (<i>1</i> E	時間数	和者数	1 (任 延長することだ	意)	(時間外労働及	1 鶴月 い水日労働を合算した時間数。100 時間末 延長することができる時間数	満に限る。)		1年 労働のみの時間数。 間以内に限る。)
臨時的に限度時間を超えて		南 18 歳 以上の者)	延安することが 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	とができる回数	及び休日労働の時間数 法定労働時間を超所定労働時間を超 える時間数と休日える時間数と休日 労働の時間数を合労働の時間数を合 乗した時間数 乗した時間数	えた労働に係	法定労働時間 超える単	Point
				任意	項目	法定労働時間超低)特別延長 定した場合	
				0	• • 法定:	労働時間超 <i>σ</i>)		
						1日の特別級	近長日	寺間を記	己入
				2	「業務	の種類」ご	とに	記入	
限度時間を超えて労働させる場合における手続			200						
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容	ŧ)						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

	所定労働時間を超える 特別延長時間数		0.5070	日 (三意)	(86884 8684		勝月 した時間歌。100 時間末	Mice III # 1		1年 小労働のみの時間 時間以内に限る。	χ .)
			. (11	[感]	(##/RE71-35188.2	人の休日为間を召弃	C)CEFINISC, 100 EFINIA	(阿1~HX □ 。)	起算日 (年月日)		
臨時的に限度時間を超え	(10)	有名数 商 18歳	延長することが	ができる時間数	NA COMPANIA NA SANSANSA		ができる時間数 分傷の時間数		延長することだ	ができる時間数	
		以上の者	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超え て労働させるこ とができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を える時間数と休	図所定労働時間を超 日える時間数と休日 合労働の時間数を合 算した時間数	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
9		Poir	nt _				(任意)				
任意項目	1日の <mark>所定</mark> 労働時間 <mark>超</mark> の特別 協定した		200								
① 所定第	労働時間超の										
	1日の特別延長時間	を記	入								
	の種類」ごとに記入 は 3 労働者に対する健康及び 置	(具体的内容))						2		
上記で定める時	寺間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算	草した時間数	対は、1箇月につい	ハて 100 時間未満	でなければな	らず、かつ2世	前月から6箇月ま	でを平均して	80 時間を超過	しないこと。]

(チェックボックスに要チェック)

A.	去则冬陌石	D発動限度回数		1 镀				1年 外労働のみの時間委 時間以内に限る。	
1	すが大火へ	力光到似反凹妖	(時間外労働)	及び休日労働を合算し	た時間數。100 時間末	商に限る。)	起算日 (年月日)		
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	カ 関 日 駅 (満 18歳) 延長することができる時間数			ができる時間数 働の時間数	i.		ができる時間数	
		Point	限度時間を超え で労働させるこ とができる回覧 (8回以内に限る。)	える時間数と休日 労働の時間数を合	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	別定力助時間を	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
① 特別条項の発動	限度回数	数を記入			(ILM)				
1箇月の上限時間数を超 ↓ 45時間/月(42時間)		労働をさせる 可能性のある回数							
限度回数 ≥ 6回/£		限度時間を超え て労働させるこ とができる回数 (6回以内に限る。)							
及皮時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 品社を確保するための措置	記入例	4回							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外	合領	6回 時間	ト満でなければな	らず、かつ2箇	月から6箇月ま	でを平均して		しないこと。 クボックスに要り	Chicago Contractor
の「業務の種類」	→	17							

	法定労働時間を超える 特別延長時間数		1 飾月		1/3//3//3/	1年 外労働のみの時間数 時間以内に限る。	枚。 .)
	(1箇月)	(時間外労働及		関数。100 時間未満に限る。)	起算日 (年月日)		-
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	が は		延長することがで: 及び休日労 働		延長することだ	ができる時間数	
	法定労働時間を超える時間	2	定労働時間を超「定 る時間数と休日とる が働の時間数を合う値 した時間数 単し	定労働時間を超限度時間を起 お時間数と休日之た労働にも 前の時間数を合 これ時間数 (任意)	伝圧力側可削を	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を表 えた労働に6 る割増賃金3
	か月の特別延長時間数」	ح					
「休日労働の	01か月の最大時間数」(フ					
	合算時間数を記	入					
2 100時間未満とす	ることが <mark>必須</mark>						paneses agains
法定時間外労働の1か月の	< 100 時	a l					
法定休日労働の1か月の	取入吋间 致						
❸「業務の種類」ごと	に記入た時間数は、1箇月について100時間未	黄でなければ な り	らず、かつ2箇月か	いら6箇月までを平均し		しないこと。	
★特別延長時間数は、 限度時間 (45時間 or 42時	間) に近づけるよう極力努め	かる				4	10

	法定労働時間 特別延長			1 簡月 (時間外労働及び休日労働を合真した時間数、100 時間末週に限る。)				(時間タ 720 :		
				(時間外労働)	文び休日労働を合算し7	上時間數。100 時間末	商に限る。)	起算日 (年月日)		
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	(1箇	H)	時間数		延長することか 及び休日労			延長することだ	ができる時間数	
	以上の者/	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間 (任意	限度時間を超え て労働させるこ	法定労働時間を超 木日	f定労働時間を赴 とる時間数と休日 が働の時間数を名 すした時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
任意項目 1か月の所定労働	肺間 <mark>超</mark> の特別延長	長時間を <mark>協</mark>	協定した場	合に記え						
・・ ① 「所定時間外の1カ				T						
I休上	3労働の1か	月の最	大時間]	の					painces agains
		合算	算時間数	放を記	入					
②「業務の種類」ごと	に記入(原体的内容)								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働	及び休日労働を合算した時間数	は、1箇月につ	いて 100 時間未満	でなければな	らず、かつ2箇月	引から6箇月ま	でを平均して		しないこと。 フボックスに要:	

様式第<mark>9</mark>号の2



特別延長時間の 割増賃金率

時間外労働 休 日 労 働 に関する協定届(特別年 割瑁貞金² (*1*箇月)

										_		
				1日 (任意)		(時間外994	1 簡月 動及び休日労働を合算した時間数	長満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
				14 Investigator		Sealure Code	AND THE REST OF THE PARTY OF TH	-44 -4 (10)	COLLEGE SECT.	起算日 (年月日)		
臨時的に限度時間を超えて労働させる	ことができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳)		ができる時間数		延長することができる 及び休日労働の#		i i	延長することが	ぶできる時間数	
			以上の者	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度的 で学	Point	5間を起 枚と休日 別数を含	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
					(住息)	i,	算した時間数 算した。	明教 (宣音 計数 重音)			(社長)	
① 特別延長	時間(1	箇月)	にお	ける								
		時	問外	学働 手	当の単	H单家	を記入					
		PÚ		/J ±1/ J	307 <u>0</u> ;	J-13 -1-	在的人					
2 25%超と	かるよ	う奴めて	_ =4:	ŧ								
4 25 /0/EC	.000	7 73 47	COXX									
	限度時間を	超	4	寺別割増	信金率 こ	> 25	%					
	えた労働に											
	る割増賃金	率										
限度時間を直								г		10		5
	35%	广る番号)	(具体的内容	¥)				\vdash				
限度時間を声 記入例 は			274.15 (50)(50)									
	26%							\vdash			100	od :
上記で定める時間数にかか	いわらず、時間外労働	及び休日労働を合	算した時間を	放は、1箇月につ	いて 100 時間未済	質でなければ	ならず、かつ2箇月から	6 箇月ま	でを平均して	80 時間を超過	しないこと。]
										(チェック	ブボックスに要う	チェック)
❸「業務の	重類 ア	上に記	አ									

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項) 起算日 (年月日)

			9.59%	1日 (任意)			鶴月 した時間数。100 時間末	1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。) 起算日 (年日日)				
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 /満18歳 \	延長すること	ができる時間数			とができる時間数 労働の時間数		延長することが	ができる時間数		
		(以上の者)	法定労働時間を	所定労働時間を	限度時間を超え て労働させるこ		超所定労働時間を超	限度時間を超 シた労働に係	法定党	Point		を超に係
			AL AL DOVINSA	(任意)	とかできる四級 (6回以内に限る。)	労働の時間数を 算した時間数	合労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	る割増賃金率	AE A. D PV IN 30.	(任意)		金率
❶ 特別延長時間(1	か月・1	年)	を起算	算する	る記	入						2000
												1389
_												
② 特別延長時間の起	算日 =	36	協定の	本協定	の起	算日	= 協定	の有	効期間	の初		
									D有効期間 した記入:			
	1-11											
限度時間を超えて労働させる場合に: 記入例	起算日 (年月日	∃)		年4月1日	3		型算日 ■月日)	「協定の	有効期間.	」の初日		
原原店間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容	9)									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働	動及び休日労働を合乳	革した時間数	女は、1箇月につ	いて 100 時間未満	iでなければな	らず、かつ2	箇月から6箇月ま	でを平均して		しないこと。 フポックスに要)

i de			140									
			1 (任		1 簡月 (時期外労働及び休日労働を合業した時間数、100 時期未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。) 起算日				
		労働者数			法定労	働時間を超える	5	(年月日)				
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 業務	等の種類	/満18歳 \	延長することが	200 ASS - CONTROL OF SANS		J延長時間数		延長することか	できる時間数			
		以上の者	法定労働時間を	所定労働	1973		121	法定労働時間を	所定労働時間を	限度時間を超		
			超える時間数	超える間 (任意		(1年)	割增賃金3	超える時間数		えた労働に係 る割増賃金率		
		90				算した時間数 算した時間数 (任意)			(a production ()			
				N SECRETARIO SECUENTO SEC		Point						
① 法定時間外労働	かの1 :	年間	の特別	延長時	間数	を記入				141-1441-		
								-		-		
**************************************			注 点	定労働時間	また			-				
				える時間								
man sample						上限規制				tomoco atomoc		
		記入例		500時間		<i>720</i> 時間 以内						
限度時間を超えて労働させる場合における手続							30		3			
^{限度時間を超え} ★ 特別延長時間数に	+	/ EE Eksekle obseite										
福祉を確認 する ★ 特別延長時間致に 限度時間(1		18 - -		1-15-5	1 +2	トラ奴以ス						
) [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	360時	ii or s	320時間)	に ル ノ	いつ	よう労める	でを平均して	(80 時間を超過)	しないこと。 🗆	Ĺ		
								(チェック	ボックスに要す	エック)		
②「業務の種類」	-"_	(<u></u> ≣⊒	7									
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ال ول								50		

		労働者数 (満 18歳 以上の者)	1日 (任意) 延長することができる時間数		1 簡月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。) 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			1年 (時間外労働のみの時間数。 720 時間以内に限る。) 起算日		
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類							(年月日) 延長することができる時間数		
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	とができる回数	法定労働時間を超	07) who not 100 at 107	から マル 明 紙	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
				(江原)	(6回以内に関する)	所定労働	動時間を超え		(住息)	
						特別	延長時間数			
					0.2000		(1年)			
					P	oint				
任意項目所定労働時	間超の1日	の特別	延長時間を	を協定した	場合に	記入				
		V								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	動の1年	胆の	なだ三日	: 胆米5	.≣ ⊐		000			
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び	割りり 1千	具体的内容			.记入					i
福祉を確保するための措置										
②「業務の種類」	ごとに	記入	女は、1箇月につ	いて 100 時間未満	でなければな	らず、かつ2箇月	∃☆ ら6箇月までを平均して	780 時間を超過 (チェック	しないこと。 ワポックスに要す	

			労働者数	1日 (任意	56		oint		満に限る。)		1年 外側のみの時間 時間以内に限る	
1 特別延長	時間(1		おける	る 労働手	所定労働時間を	限度時間を超えて労働させるこ	延長することができる 及び休日労働の 法定労働時間を超所定労 を記入 対側の 第した時間数	時間を超	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	延長することが 法定労働時間を 超える時間数	ぶできる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率
② 25%超と	なるよ	う努めて	設定	-						長時間 賃金率		
	限度時間を えた労働に る割増賃金	係	4	寺別割増賃	宣金率 >	· 25 %	6			1年)		
記入例	35%											
限度時間を超えて労働させる場合に	26%											
❸「業務の	に対する健康及び 重類」ご	とに記り	(具体的内容	()								
上記で定める時間数にか	かわらず、時間外労働	順及び休日労働を合う	草した時間数	枚は、1箇月についっ	て 100 時間未満	でなければな	らず、かつ2箇月から	€箇月ま	でを平均して		しないこと。 フボックスに要	

				祖外学 働	10 2000 TO 2000	3/488				Poir	ht
			休	日労働に関する協定局	1 (特別条	項)					
1 特別条項	頁の発動	手続を訂	己入	1日 (任意)	(時間	1 外労働及び休日労働を合算	高月 した時間歌。100 時間)	長満に限る。)		1年 外労働のみの時間数, 時間以内に限る。	
なせ 記入例	限度時間を	超えて労働	させる場	易合における手続	夜及時	労賃	力者代表者	との事	前協議	1	B産時間を超
BL / 171	限度時間を	超えて労働	させる場	易合における手続		労働	者代表者·	への事前	前申入れ		働に係
	特別条項	を適用す	する場	合には、事	前に発	動手続を		ことが。	必要		
		- 4	寺別条	項の発動手続							
限度時間を超えて労働させる場合に	こおける手続			7) vi	200	77		33			
限度時間を超えて労働させる労働者 福祉を確保するための措置	皆に対する健康及び	(該当する番号)	(具体的内容	9							
上記で定める時間数にか	いかわらず、時間外労	働及び休日労働を合	算した時間数	枚は、1 箇月について 100 時間	未満でなけ	ればならず、かつ2筐	消月から6箇月ま	でを平均して		}しないこと。□ クボックスに要チ	エック)

限度時間を超えて労働させる。

福祉を確保するための措置

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び

Point

	T	FL 4.1.22. 334	/FL - 休日	労働に関う	「る勝疋庙(符別梁坦)	4=-4.1.4+	·	5 11 2	₫ 🗀 → =		
1 「特別条	埧の発	即对冢为	鲫 有_	して対	9 る使	課・	備祉菲	道の認	《当省	一方で	己人	
				1					V		1年 労働のみの時間数	
許的に限度時間を超えて労働させる	② <mark>深夜</mark> ③ 終業 ④ 労働 ⑤ 年次 ⑦ 心と 8 労働	時間が一定時間 時間帯(22時 から始業までは 者の勤務状況が 者の動務状況が 有給休暇につい からだの健康で 者の動で、産業 に応じて、産業	~5時)に こ一定時間 ひびその優 ひでまとす いてまとす り題につい ひでその優	一労働させ 引以上の継 建康状態に 建康状態に まった日数 いての <mark>相談</mark> 建康状態に	る回数を1f 続した休息 応じて、 代 応じて、 の 連続して取 連続しを設置 配慮し、必	適月につい は時間を確 .償休日 又 .康診断 を は得すること で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ハて <mark>一定回</mark> 保すること は特別な(実施する) ことを含め ¹ ことで含め ¹ ことで適切が	数以内とす と。(勤務 木暇を付与 こと。 てその取得 な部署に配	間イン グ すること を 促進 す 置転換 を	ターバル) と。 すること。 _至 すること。		
2 「1~9	」の内	. 1個以	上の認	亥当番	号を選	択記	人 (⑩	のみは、	指金	†不適 合	i)	
特別条項発動 健康・福祉 (該当												

時間外労働

(該当する番号)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

時間外労働 休 日 労 働 に関する協定届 (特別条項)

Point

			19					1年	
❶「特別	別条項の発動	力対象	労働者	」に対する	建康・福	祉措置の具	具体的	内容を記入)
臨時的に限度時間を超えて	労働させることができる場合	業務の種	労働者数 (満18歳)	延長することができる時間激		長することができる時間数 2.び休日労働の時間数		(年月日) 延長することができる時間激	
	(該当する番号)	3	(具体的内容)		動者に11時	間の勤務間イ	ンター	バルを設定	を に 金
記入例	(該当する番号) ②,	10	(具体的内容) 深夜勤	 務回数を制限(月	 月1回以内)	,職場での時	· 短対策:	会議の開催(毎 <i>)</i>	月)
				特別条	項発動対象	象者に対する			
				健康	₹・福祉の (具体的[)確保措置 内容)			
限度時間を超えて労働させ	る場合における手続		80	300 501			ion ion	16: 83	ì
限度時間を超えて労働させ 福祉を確保するための措置	tる労働者に対する健康及び t	(該当する番号	子) (具体的内容	·)					
上記で定める時	計間数にかかわらず、時間外労	動及び休日労働	働を合算した時間数	対は、1 箇月について 100 時間未	満でなければならず、	かつ2箇月から6箇月ま	でを平均して 80) 時間を超過しないこと。 □	9 10000000

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

			1日 (任意)	1 舗 (時間外労働及び休日労働を合算し)		1年 (時間外労働のみの時間数。 起
MB 時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満 18歳 以上の者)	延長することができる時間数	延長することか 及び休日労		延長することができる時間数
❶ 第36条第6項第	第 <mark>2号</mark> と	第3 ⁺	号を遵守する	ことを確認	した場合に	法定労働時間を 所容労働時間を 及定時間を 大た労働 なた 大た労働 大たヴェール 大た・ディール 大作・ディール 大作・ディール 大作・ディール 大作・ディール 大作・ディール 大作・ディール
▲時間外労働+休日労働 < ▲複数月平均			80時間		チェック例	
チエッ	ソクがない	い協定	を居は、無効!	!		
限度時間を超えて労働させる場合における手続	(該当する番号)	(具体的内容			チェック	フボックス
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	taxョッの作で)	(SEMEDIFY)	**		7 1 7 7	711.777

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)